

改正

平成29年5月12日条例第11号

萩市個人番号の利用等に関する条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項に基づく個人番号等の利用及び法第19条第10号に基づく特定個人情報の提供について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 法第2条第3項に規定する個人情報をいう。
- (2) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (3) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報(法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報を除く。)をいう。
- (4) 特定個人情報ファイル 法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。

(個人番号の利用)

**第3条** 次の表の左欄に掲げる執行機関(法令の規定により同表の右欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。以下同じ。)は、同表の右欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。

執行機関	事務
市長	療育手帳(厚生労働大臣が定めるところにより交付されるものをいう。)に関する事務であつて規則で定めるもの
市長	障がい者、子ども及びひとり親家庭に対する医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの
市長	住宅不足の解消、定住促進及び居住環境が良好な賃貸住宅の供給の促進のために

	市が設置する住宅に関する事務であって規則で定めるもの
市長	水道及び下水道に関する事務であって規則で定めるもの
市長又は教育委員会	上記に掲げるもののほか、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務のうち特に個人番号を利用することが必要であると市長又は教育委員会が認める事務であって規則で定めるもの

(特定個人情報の利用)

**第4条** 執行機関は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度において、同表第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。

2 前項に掲げるもののほか、執行機関は、法別表第1の下欄及び法別表第2の第2欄に掲げる事務並びに前条の規定により個人番号を利用する事務を処理するために必要な限度において、自らが保有する特定個人情報を規則で定めるところにより利用することができる。

3 前2項の規定により特定個人情報を利用した場合において、条例並びに執行機関の規則及び規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

**第5条** 法第19条第10号の規定により特定個人情報の提供ができる場合は、次の各号に定めるときとする。

(1) 市長（法令の規定により事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者（以下この項において「受任者」という。）を含む。以下この条において同じ。）が教育委員会（受任者を含む。以下この条において同じ。）に対し規則で定めるところにより特定個人情報の提供を求めた場合において、教育委員会が当該特定個人情報を提供するとき。

(2) 教育委員会が市長に対し規則で定めるところにより特定個人情報の提供を求めた場合において、市長が当該特定個人情報を提供するとき。

2 前項の規定により特定個人情報の提供があった場合において、条例並びに執行機関の規則及び規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

**第6条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

**附 則**

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

**附 則**（平成29年5月12日条例第11号）

この条例は、平成29年5月30日から施行する。